

別表（第2条関係）

補助事業名	県産水産物学校給食提供事業
補助事業の目的	新型コロナウイルス感染拡大に伴う出荷の減少や価格の下落等といった影響を受けている県産水産物について、小中学校等の給食での県産水産物の提供や食育活動を支援することにより需要喚起を進める。
補助事業の対象となる者	兵庫県漁業協同組合連合会 漁業協同組合 等
補助事業の対象となる経費	1 食育活動の実施 小中学校等で行う県産水産物に関する食育の取組支援に要する経費 2 県産水産物の学校給食への提供 県産水産物の需要を増加させるため、希望のあった小中学校等の給食で県産水産物を提供するのに要する経費
補助率	定額
補助金の額	予算の範囲内
適用除外する条項	第19条
その他の事項	補助金交付決定通知書（様式第3号）の6の補助金交付の条件は「水産関係補助金交付の条件」による。

別に定める事項

関係事項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 別紙様式のとおり
	(指定期日) 別途通知する
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) 次に掲げる変更以外の変更 補助事業に要する経費の区分毎の少ない方の額の30%を超える増減
	(軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合
第8条第1項 (交付決定額の変更)	(添付書類) 別紙様式のとおり
	(指定期日) 別途通知する
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 別紙様式のとおり
	(指定期日) 事業の完了後1ヶ月以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日とする。
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間)